

平成29年度 第12回江北町農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成30年1月9日（火） 9時00分から10時30分

2. 場 所 江北町公民館 研修室

3. 出席委員 (13人)

会 長	大串 俊實	副会長	古賀 健則
1 番委員	井上 高	2 番委員	江頭 幸典
3 番委員	澁谷 喜壽	4 番委員	岸川 満子
5 番委員	山中 康一	6 番委員	武富 直樹
7 番委員	北原 靖章	8 番委員	藤瀬 宏
9 番委員	岸川 正基	10 番委員	浪瀬 眞理子
11 番委員	横町 一		

4. 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名

第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について (1 件)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について (1 件)

議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積
計画の決定について (5 件)

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	納富智浩
主事補	諸富真純

6. 会議の概要

- 局長 只今から平成29年度第12回総会を開会いたします。
- 局長 本日の出席委員は13名中13名で、農業委員会等に関する法律第21条第3項に規定されている過半数の出席により総会は成立しております。
- 局長 それでは、江北町農業委員会会議規則により。議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は大串会長にお願いします。
- 議長 これより議事に入ります。
- 議長 まず、日程第1の議事録署名委員、及び会議書記の指名を行います。
- 議長 江北町農業委員会会議規則第10条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
- (異議なし)
- 議長 それでは、10番浪瀬委員、1番井上委員にお願いいたします。
- 議長 なお、本日の会議書記には事務局職員の諸富主事を指名いたします。
- 議長 それでは、日程第2、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出について」事務局より説明をお願いします。
- 事務局 それでは報告第1号をご覧ください。
- 事務局 今月の農地法第18条第6項の規定による届出は、1件です。
- 事務局 **【報告第1号、1番朗読後、説明】**
- 事務局 以上、受付番号1番は、いずれも内容について議案書記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しております。以上で報告並びに説明を終わります。
- 議長 ただいまの事務局の説明について質問等のある方は挙手をお願いします。
- (質問、意見なし)

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、日程第2、議案第2号の農業経営基盤強化促進法に基づく「江北町農用地利用集積計画の決定について」を、議題に供します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 それでは、第2号の議案書をご覧ください。

江北町長より平成30年1月9日付で農用地利用集積計画の決定を求められています。

所有権移転の計画が2件、利用権新規の計画が1件、利用権再設定の計画が2件です。

面積は所有権移転が7,006平方メートル、利用権新規が700平方メートル、利用権再設定が7,061平方メートルです。

【議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画の要請の内容を説明】

事務局 以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

それでは、受付番号1番から2番を事務局に、受付番号3番を井上委員に、受付番号4番を浪瀬委員に、受付番号5番を江頭委員にお願いします。

事務局 受付番号1番から2番は所有権移転に関する件です。公社から耕作者が買い受ける案件で、それぞれの農地は耕作者が耕作している農地の隣接地であり、すでに買い受ける農地を耕作しておりますので、今後の耕作等には何ら問題ないと思います。

1番委員 受付番号3番は利用権再設定の案件です。協力委員と現地調査を行いました。現在は、麦の作付けをされており、畦をとり1筆で耕作しておられました。管

- 1 番委員 理されておりましたので、何ら問題ないと思います。
- 10 番委員 受付番号 4 番は利用権再設定の案件です。協力委員と現地調査を行いました。管理等されており何ら問題ないと思います。
- 3 番委員 受付番号 5 番は利用権新規の案件です。以前は私が耕作をしており、所有者と耕作しづらいということで、話し合いを行い、案件の農地の隣接地を耕作している農業者に耕作していただけるようになりました。協力委員と現地調査を行い、現在は麦を作付けされ、管理等されておりましたので何ら問題ないと思います。審議の程よろしく申し上げます。
- 議長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。
- ただいまの事務局の説明、及び地区担当委員の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。
- (質問、意見なし)
- 議長 議案第 2 号については、北原委員が所有権移転の受ける者となっている事案が含まれておりますので、農業委員会法第 24 条の規定に基づく、議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席していただくよう申し上げます。
- 北原委員には、関係議案終了後に入室・着席していただきます。
- (北原委員 退席)
- 議長 それでは採決いたします。議案第 2 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 全員賛成ですので、議案第 2 号は原案のとおり決定することとし、江北町長に意見書を送付いたします。
- (北原委員 着席)

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。

この際、その他の件について、委員から発言があれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

よろしいですか。それでは以上をもちまして、江北町農業委員会第12回総会を閉会いたします。

10:35 閉会

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第27条の規定に基づく議事の顛末を記録し、記載のとおりであることを認め、ここに署名する。

江北町農業委員会 会 長

(議事録署名委員) 10 番委員

1 番委員

(会議書記) 事務局職員

